

台風19号に係る被災者支援一覧(令和元年10月28日現在)

カテゴリ	NO	支援策	概要・適用基準等	担当部	担当課	連絡先	備考
1:り災証明	1	り災証明の発行	家屋の被害調査後、り災証明書を発行	行政経営部	資産税課	048-775-5134	
2:応急措置	2	寝具等の提供	布団セット、毛布、緊急セットの支給	社会福祉協議会	総務課	048-773-7155	
2:応急措置	3	上尾市立保育所の一時預かり事業	緊急かつ一時的に家庭において保育を受けることが困難となった幼児の一時預かり	子ども未来部	保育課	048-775-5044	
3:見舞金支給	4	火災等災害見舞金	以下の世帯に見舞金の支給 全焼又は全壊:3万 半焼又は半壊:2万 世帯主が死亡:3万 その他家族死亡:2万	社会福祉協議会	総務課	048-773-7155	
4:支援金支給	5	被災者生活再建支援金	基礎支援金 (ア)全壊:100万円 (イ)半壊し、解体:100万円 (ウ)居住不能:100万円 (エ)大規模半壊:50万円 加算支援金(住宅再建方法に応じ加算) (ア)建設・購入:200万円 (イ)補修:100万円 (ウ)賃借:50万円	健康福祉部	福祉総務課	048-775-5118	※現在、県との調整中 「埼玉県市町村生活再建支援金」との併給不可
4:支援金支給	6	埼玉県・市町村生活再建支援金	基礎支援金 (ア)全壊:100万円 (イ)半壊し、解体:100万円 (ウ)居住不能:100万円 (エ)大規模半壊:50万円 加算支援金(住宅再建方法に応じ加算) (ア)建設・購入:200万円 (イ)補修:100万円 (ウ)賃借:50万円	総務部	危機管理防災課	048-775-5140	※現在、県との調整中 「被災者生活再建支援金」との併給不可
4:支援金支給	7	埼玉県・市町村家賃給付金	特別な理由により、自己の費用を以って賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に最長12か月間、月額6万(5人以上の世帯は9万)を上限に家賃相当額を支給。	総務部	危機管理防災課	048-775-5140	※現在、県との調整中 「被災者生活再建支援金」、 「埼玉県市町村生活再建支援金」との併給不可
5:各種減免等	8	市民税の減免及び納期限の延長	広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象	行政経営部	市民税課	048-775-5131	
5:各種減免等	9	固定資産税・都市計画税の減免及び納期限の延長	減免:災害によって著しく価値を減じた固定資産がある場合対象 期限延長:広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象	行政経営部	資産税課	048-775-5134	
5:各種減免等	10	市税等の徴収猶予		行政経営部	納税課	048-775-5194	

カテゴリ	NO	支援策	概要・適用基準等	担当部	担当課	連絡先	備考
5:各種減免等	11	国民健康保険税の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合	市民生活部	保険年金課	048-782-6471	
5:各種減免等	12	国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予	令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合	市民生活部	保険年金課	048-782-6481	
5:各種減免等	13	国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅、家財等につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	市民生活部	保険年金課	048-782-6471	
5:各種減免等	14	後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財等について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合	市民生活部	保険年金課	048-775-5125	
5:各種減免等	15	後期高齢者医療制度の一部負担金の減免及び徴収猶予	令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合	市民生活部	保険年金課	048-775-5125	
5:各種減免等	16	介護保険料の徴収猶予及び減免	・災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方 ・災害により受けた損害の額(保険金又は損害補償金等により補填された金額を除く)が、当該損害を受けた住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上の損害額である場合	健康福祉部	高齢介護課	048-775-5127	
5:各種減免等	17	保育料の減額及び徴収の猶予	災害等により著しい損害を受けたとき	子ども未来部	保育課	048-775-5121	

カテゴリ	NO	支援策	概要・適用基準等	担当部	担当課	連絡先	備考
6:貸付関係	18	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	次のいずれかに当たる方 1. 20歳未満の子供を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父 2. 父母のない、20歳未満の子 3. 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1に該当する方) 4. 離婚等で配偶者のない40歳以上の女性であって、1.又は3.以外の方 災害により住宅が全壊または半壊した場合、住宅の建設・購入・保全・改築・増築にあたり上限2,000,000の貸付有り	埼玉県	東部中央福祉事務所 (地域福祉担当)	048-737-2359	
6:貸付関係	19	災害援護資金の貸付	次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付制度。 1.世帯主が災害により負傷し、その療養に概ね1月を要する場合 2.家財の3分の1以上の損害を受けた場合 3.住居が半壊又は全壊流出した場合	健康福祉部	福祉総務課	048-775-5118	※現在、県との調整中
6:貸付関係	20	事業者向け各種融資制度		環境経済部	商工課	048-777-4441	
7:住宅関係	21	応急仮設住宅の供与 (災害救助法上の救助)	全壊世帯等に対し、建設又は借上げで応急仮設住宅を供与。(県が主体。市は利用希望の取りまとめ、入居者管理を実施。)	行政経営部	資産税課	048-775-5134	※現在、県と調整中 応急修理との併給不可
7:住宅関係	22	住宅の応急修理 (災害救助法上の救助)	半壊・大規模半壊世帯住宅の応急修理(上限:1世帯595,000円)	都市整備部	建築安全課	048-775-8490	応急仮設住宅との併給不可
7:住宅関係	23	UR団地への一時入居	6か月間無償でUR団地を提供	UR大宮営業センター		048-649-2277	応急仮設住宅とは別制度
7:住宅関係	24	県営団地への一時入居	6か月間無償で県営団地を提供	埼玉県	住宅課	048-830-5564	応急仮設住宅とは別制度
8:就学援助	25	小中学生の就学援助措置	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒又は就学予定者の保護者	学校教育部	学務課	048-775-9604	
9:その他	26	災害ゴミの処理		環境経済部	西貝塚環境センター	048-781-9141	
9:その他	27	道路関連	道路のヘドロ除去等	都市整備部	道路課	048-775-9049	
9:その他	28	消毒		環境経済部	生活環境課	048-775-6940	

カテゴリ	NO	支援策	概要・適用基準等	担当部	担当課	連絡先	備考
9:その他	29	農業被害の相談		環境経済部	農政課	048-775-7384	
9:その他	30	入浴施設の利用	わくわくランドの無料化措置	環境経済部	西貝塚環境センター	048-783-1126	11月2日～15日休館
9:その他	31	ボランティアの受付(災害ボランティアセンター運営)		社会福祉協議会		048-773-7155	
9:その他	32	水道料金について	家屋のヘド口除去のために使用した水道料金を普段の使用料に読み替えて請求	上下水道部	業務課	048-775-5161	
9:その他	33	児童扶養手当	ひとり親家庭で自宅が全壊または半壊になった方	子ども未来部	子ども支援課	048-775-6819	
9:その他	34	住民票等の交付手数料の免除	一時的な避難又は転居手続きに伴う住民票等の交付手数料を免除	市民生活部	証明書発行センター	048-783-4940	
9:その他	35	電話不通への対応	固定電話の復旧対応	NTT東日本	担当:佐々木氏	048-626-5095	0120-444-113でも可
9:その他	36	電話・フレッツ光等の基本料金及び移転工事費の無料化、利用料金の支払期限延長	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、フレッツ光の基本料金無料化 ・仮住居に移転した場合の移転工事料金の無料化 ・利用料金の支払い期限を1か月延長 	NTT東日本	料金問合せ受付センター	0120-002-992	
9:その他	37	司法書士による災害無料電話相談	台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※令和元年10月28日(月)～12月20日(金)の平日、午後5時から午後7時まで	埼玉司法書士会	—	048-872-8055 048-872-8056	通話料はお客様負担となります。
9:その他	38	埼玉弁護士会による災害無料電話相談	台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※平日、午前9時から午後5時まで。土曜日、午前9時30分から午前11時30分まで	埼玉弁護士会	—	048-710-5666	通話料はお客様負担となります。